

【株式譲渡承認請求書サンプル（株主からの通知）】（注1）

株式譲渡承認請求書

株式会社 ●●  
代表取締役 ●● 殿

私は、私が保有する貴社の普通株式を下記のとおり譲渡するため、会社法第136条、同第138条1号に基づき、貴社に対して株式譲渡の承認を請求いたします。

貴社が承認しない旨の決定を行う場合には、貴社又は会社法第140条第4項により貴社の指定する買取人が買い取ることを請求いたします（注2）。

1 譲渡する株式の種類及び数

普通株式 ●株

2 譲渡の相手方

住 所：東京都●●区●●●●●

氏 名：●● ●●

平成●年●月●日

譲渡人

住 所：東京都新宿区●●●●●

氏 名：●● ●● 印

（注1）通知書を発送したことの記録を残すため、一般的には内容証明郵便などが利用されています。

（注2）会社又は指定買取人による買取りを請求する内容が含まれていない場合には、会社（指定買取人による買取を含む）は当該株式を買い取る義務を負いません。

【株式譲渡承認請求書サンプル（株式譲受人からの通知）】（注1）

株式譲渡承認請求書

株式会社 ●●  
代表取締役 ●● 殿

私は、貴社の普通株式を下記のとおり取得しましたので、会社法第137条1項、同第138条2号に基づき、貴社に対して、譲渡人と共同で（注2）株式譲渡の承認を請求いたします。

貴社が承認しない旨の決定を行う場合には、貴社又は会社法第140条第4項により貴社の指定する買取人が買い取ることを請求いたします（注3）。

取得した株式の種類及び数  
普通株式 ●株

平成●年●月●日

譲受人

住 所：東京都新宿区●●●●●  
氏 名：●● ●● 印

譲渡人（注2）

住 所：東京都新宿区●●●●●  
氏 名：●● ●● 印

（注1）通知書を発送したことの記録を残すため、一般的には内容証明郵便などが利用されています。

（注2）株券発行会社において、取得した株式にかかる株券を提示する場合には、譲受人のみで譲渡承認を請求することができます（会社法施行規則第24条2項1号）

（注3）会社又は指定買取人による買取りを請求する内容が含まれていない場合には、会社（指定買取人による買取りを含む）は当該株式を買い取る義務を負いません。

【会社が株式譲渡を承認しない旨の決議を行った場合の通知書サンプル】（注1）

## 株式譲渡不承認決定通知書

貴殿より平成●年●月●日付で承認の請求を受けました当社株式の譲渡につきましては、平成●年●月●日開催の当社株主総会において（注2）承認しないことを決議いたしましたので、ご通知申し上げます。

なお、当社は、対象株式の買取人として次の者を指定することを決定しましたので、併せてご通知いたします（注3）。

住 所：東京都新宿区●●

氏 名：●● ●●

（注1）通知書を発送したことの記録を残すため、一般的には内容証明郵便などが利用されています。

（注2）取締役会決議により不承認とした場合には、取締役会と記載します。

（注3）会社買い取る場合には、「当社は、対象株式を当社が買い取ることを決定しましたので、併せてご通知いたします」等とします。

【指定買取人からの買取通知書サンプル】（注1）

## 株式買取通知書

平成●年●月●日

東京都千代田区●●  
●● ●● 殿

東京都中央区●●  
●● ●● 印

私は、貴殿から株式会社●●に対し平成●年●月●日付で譲渡承認の請求があった下記株式につきまして、同社から買取人として指定されたので、その旨を通知するとともに、当該株式を私に売り渡すよう請求いたします（注2）。

記

買い取る株式の種類および数 普通株式 ●株

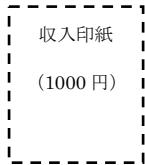
なお、同社の直近決算期（平成●年●月●日）時点における純資産額を発行済株式総数をもって除した額に上記株式の数を乗じた額である●●円を、東京法務局に供託しましたので、その供託証明書を添付いたします（注3）。

（注1）通知書を発送したことの記録を残すため、一般的には内容証明郵便などが利用されています。

（注2）会社買い取りの場合、「当社が買い取ることを決定しましたので、その旨を通知するとともに、当該株式を当社に売り渡すよう請求いたします」等と記載します。

（注3）買取通知にあたっては、供託を証する書面を交付する必要があります。

【株式買取価格決定申立書サンプル】



株式買取価格決定申立書

平成●年●月●日

●●地方裁判所 御中

申立人 ● ● ● ● 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第1 申立ての趣旨

「別紙株式目録記載の株式について、その売買価格を1株当たり●円とする。」との裁判を求める。

第2 申立ての理由

- 1 株式会社●●（以下「本件会社」という。）は、定款第●条において「当社の株式を譲渡により取得する場合、当社の承認を受けなければならない。」との規定を設けている株式会社である。
- 2 相手方は、本件会社の株式を有する株主であるが、平成●年●月●日付株式譲渡承認請求書をもって、別紙株式目録記載の株式（以下「本件株式」という。）を●●に譲渡することの承認及び承認しない場合には他の譲渡の相手方を指定するよう本件会社に対し請求し、同通知書は●月●日に本件会社へ到達した。
- 3 本件会社は、平成●年●月●日の取締役会において、相手方の譲渡承認請求を承認しないこと及び申立人を指定買取人として指定する旨を決議し、相手方に対して、同月●日付通知書をもって、相手方の株式譲渡を承認しない旨及び申立人を指定買取人に指定したことを通知し、同通知書は●月●日に相手方へ到達した。
- 4 申立人は、本件会社の最終の決算期時点における純資産額を発行済株式総数で除した額に本件株式の数を乗じた金額として金●●円を平成●年●月●日に●●法務局へ供託し、●月●日付通知書に上記供託にかかる供託

証明書を添付して、相手方に対し、申立人が本件株式を買い取る旨を通知し、同通知書は●月●日に相手方へ到達した。

- 5 申立人及び相手方は、●月●日、本件株式の売買価格について協議を行ったが、合意を形成するには至らなかった。
- 6 よって、申立人は、会社法144条7項が準用する同条2項に基づき本件株式の価格の裁判を求める。

以上

(別紙省略)